

「研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)」に関する意見の募集  
 に対して寄せられたご意見について

平成19年3月14日

厚生労働省大臣官房  
 厚生科学課

「研究活動の不正行為への対応に関する指針(案)」について、平成18年1月10日～2月8日までご意見を募集したところ、3件のご意見をいただきました。

お寄せいただきましたご意見等と、それらに対する当省の考え方について、別紙のとおり取りまとめましたので、ご報告申し上げます。なお取りまとめの都合上、いただいたご意見等は適宜整理集約し、またパブリックコメントの対象となる事項についてのみ、考え方を示させていただきます。

今回御意見をいただきました方々のご協力に、厚くお礼申し上げます。

意見の概要	意見に対する考え方	件数
<p>1. 論文はその機関の製品とみなし、製品品質管理の手法(抜き取り検査)を導入する。具体的には、その機関が出した年間の論文の中から無作為に抽出した論文について、そのデータの信頼性について生データを踏まえて検証する。</p> <p>2. 世界中の過去の不正論文に関する詳細なデータベースの作成とWEBでの公開をお願いしたい。</p>	<p>本指針は、競争的資金等に係る研究活動の不正行為に対して、厚生労働省より研究資金の配分を受ける研究機関等が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について示すものです。</p> <p>1. について                  論文等の研究成果については本来、研究者の自己規律と、研究者コミュニティ全体による厳正な吟味・評価により、適切な管理を行うべきものと考えられます。                  さらに、具体的な疑いが生じていない研究活動に対して、不正行為を含むかについて調査し、正確に判定することは、一般的に調査機関にとって多大な負担となり、現実的ではないと考えられます。                  このため、ご指摘の点については、本指針に規定することは考えておりません。</p> <p>2. について                  ご指摘の不正論文に関するデータベースの作成及びWEBでの公開については、今回の意見募集の趣旨とは異なります。</p>	<p>1</p>
<p>「実験動物の福祉」に関しての規定も入れるべき。具体的には動物愛護法に定められた3Rの遵守を義務づける規定をするべきである。</p>	<p>本指針では、データや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を対象としており、実験動物の福祉については、別途「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成18年6月1日)等が定められております。</p>	<p>1</p>

その他本指針の策定に関わらない事項

		<p>1</p>
--	--	----------

# 研究活動の不正行為への対応に関する指針（案）

## I 本指針の目的

平成18年2月28日、総合科学技術会議において「研究上の不正に関する適切な対応について」が決定された。当該決定では、研究費の提供を行う府省及び資金配分機関は、不正が明らかになった場合の研究費の取扱いについてあらかじめ明確にすること及び研究費の配分先となる研究機関に対し、研究上の不正行為に関する規定の整備等の所要の措置を講ずるよう求めることが必要とされている。

本指針は、このような背景を受けて競争的資金等に係る研究活動の不正行為に、厚生労働省本省並びに厚生労働省所管の独立行政法人、国立試験研究機関及び国立高度専門医療センター等の資金配分機関、研究機関が適切に対応するため、それぞれの機関が整備すべき事項等について指針を示すものである。各機関においては、本指針に沿って、研究活動の不正行為に対応する適切な仕組みを整えることが求められる。また、各競争的資金等を所管する課及び厚生労働省所管の国立試験研究機関、国立高度専門医療センター及び独立行政法人においては、本指針を実効あるものとするため、競争的資金等の公募要項や取扱規程、委託契約書等に本指針の内容を反映させることとする。

## II 研究活動の不正行為等の定義

### 1 対象となる不正行為

本指針の対象となる研究活動は、厚生労働省が所管する競争的資金並びに国立高度専門医療センターが所管する委託費及び助成金を活用した研究活動であり、本指針の対象となる不正行為は、論文作成及び結果報告におけるデータ、情報、調査結果等の捏造、改ざん及び盗用に限られる。なお、根拠が示されて故意によるものではないと明らかにされたものは不正行為には当たらない。

#### (1) 捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

#### (2) 改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって

得られた結果等を真正でないものに加工すること。

### (3) 盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

## 2 対象となる競争的資金等

本指針における「競争的資金等」とは、「資金配分主体が、広く研究開発課題等を募り、提案された課題の中から、専門家を含む複数の者による、科学的・技術的な観点を中心とした評価に基づいて実施すべき課題を採択し、研究者等に配分する研究開発資金」として、内閣府において「競争的資金」と整理されている研究資金のうち厚生労働省所管のもの及びそれに類似する競争的要素を有するものであり、当面以下に掲げるものとする。これに変更があった場合には、その都度明示するものとする。

- ① 厚生労働省において競争的資金の範疇に数え上げられているもの、すなわち、厚生労働科学研究費補助金及び独立行政法人医薬基盤研究所所管の保健医療分野における基礎研究推進事業。
- ② その他、課題採択過程において競争的な要素を有するもの、すなわち、国立高度専門医療センター所管の委託費及び助成金。

## 3 対象となる研究者及び研究機関

本指針の対象となる研究者は、上述の競争的資金等の配分を受けて研究活動を行っている研究者である。また、本指針の対象となる研究機関は、それらの研究者が所属する機関、又は対象となる競争的資金等を受けている機関であり、厚生労働省の施設等機関、地方公共団体の附属試験研究機関、学校教育法に基づく大学及び同附属試験研究機関、民間の研究所（民間企業の研究部門を含む。）、研究を主な事業目的としている民法第 34 条の規定に基づき設立された公益法人等、研究を主な事業目的としている独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条の規定に基づき設立された独立行政法人等が該当し、これらを本指針では単に「研究機関」という。

## 4 対象となる資金配分機関

本指針の対象となる資金配分機関は、厚生労働省本省、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立がんセンター、国立循環器病センター、国立精神・神経センター、国立国際医療センター、国立成育医療センター、国立長寿医療センター及び独立行政法人医薬基盤研究所であり、これらを本指針では、単に「資金配分機関」という。

## Ⅲ 告発等の受付

### 1 告発等の受付体制